

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

■日時 平成28年11月24日（木）午前10時30分～午後12時13分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、木村委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、谷川委員、寺島委員、野部委員、藤倉委員、森川委員、義江委員

■議事内容

1 答申

「(仮称)南町田計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び自然との触れ合い活動の場に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理報告

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価 調査計画書	・(仮称)芝浦一丁目建替計画	平成28年11月7日
2 環境影響評価書	・新可燃ごみ処理施設整備事業	平成28年10月31日
3 事後調査報告書	・赤坂一丁目地区第一種市街地再開発 事業(工事の施行中その2)	平成28年11月11日

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会
速 記 録

平成28年11月24日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時30分開会)

○池田アセスメント担当課長 それでは、少し定刻を過ぎましたけれども、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、また足元が悪い中、御出席をいただきましてありがとうございます。事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち15名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

義江先生がちょっと遅れるということでございます。

それでは、平成28年度第7回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございましたのでよろしくをお願いいたします。

○片谷審議会会長 皆様、おはようございます。この天候の中、定足数を心配いたしました。が、ほぼ皆さんおそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

会議を始めます前に、今、事務局から報告がありましたとおり、傍聴を希望される方がお見えになっているということでございますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を30名程度とさせていただきます。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴人入場・着席)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くから、また天候の悪い中、お疲れさまです。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴の皆様方におかれましては、傍聴を希望する案件の審議が終了いたしました時点で、途中で退室されても結構でございます。その場合は、事務局にお申し出ください。

では、ただいまから平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会を開催いたします。本日の会議の次第でございますけれども、答申1件に係る審議を行った後に受理報告を受けることにさせていただきます。

では、答申1件でございますけれども、「(仮称)南町田計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会に審議をお願いいたしましたので、その審議結果につきまして町田第一部会長から報告をしていただくことにいたします。

では、お願いいたします。

○町田委員 それでは、御報告をさせていただきます。

まず、資料1をご覧いただきたいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読をしてください。お願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の1ページをご覧ください。資料1でございます。読み上げさせていただきます。

平成28年11月24日

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷教孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田信夫

「（仮称）南町田計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

おめくりいただきまして、2ページでございます。

「（仮称）南町田計画」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成28年6月24日に「（仮称）南町田計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、おめくりいただきまして、4ページでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

関連車両の走行に伴う大気質濃度について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、走行ルート沿道には、公園や住宅地が存在することから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

【騒音・振動】

工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【自然との触れ合い活動の場】

工事の完了後は、計画地と計画地に隣接する鶴間公園が連続的につながることから、歩行者動線の連続性が強化され自然との触れ合い活動の場の持つ機能が高まるとしているが、施設の整備に当たっては、接続部増えの在来種の植栽など環境保全のための措置を確実にいき、周辺自然環境への影響に可能な限り配慮した計画となるよう努めること。以上でございます。

○町田委員 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成28年6月24日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として、取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から4件の意見書の提出がありました。

また、関係市長等である町田市長及び大和市長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では3名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、町田市鶴間三丁目に位置する既存の商業施設の建替えに伴い駐車場の増設を行うものであり、対象事業の種類は自動車駐車場の変更でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、大気汚染の意見からですが、関連車両の走行に伴う大気質濃度において、本事業による増加分はわずかであるとしておりますが、沿道には公園や住宅地が存在することから、交通誘導員の適切な配置により、車両の集中化を避けることなどの環境保全のための措置を

徹底し、環境負荷の低減に努めることを求めるものでございます。

次に、騒音・振動の意見ですが、工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルにおいて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討することを求めるものでございます。

次に自然との触れ合い活動の場の意見ですが、工事の完了後は計画地と鶴間公園が連続的につながることから、歩行者動線の連続性が強化され、自然との触れ合い活動の場の持つ機能が高まるとしておりますが、接続部への在来種の植栽などの環境保全のための措置を確実にを行い、周辺自然環境への影響に可能な限り配慮した計画となるよう努めることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ただいま報告していただきました内容につきまして、何か第一部会で関連されている委員の皆様から補足すること等がありましたら、またあるいはほかの委員の皆様から質問等がありましたら承ります。いかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 質問ではないんですけれども、1つコメントとして述べさせてもらいたいと思います。

この案件は、かなり大きな駐車場の設置ですね。そのときに、駐車場の路面をどうするかによって、その周辺環境に対する暑熱環境におそらく影響があるだろう。特に、大きければ大きいほどあると思います。そのときに、駐車場の路面の工夫によって、やはりその影響は避けられる可能性があると思うんです。

先日、仕事で京都に行ったら、大きな駐車場のところはブロックをちょっと埋めたような形になっていて、そのブロックの穴のところからわずかですけれども植栽が出るような構造になっていて、全くのアスファルトや玉砂利などに比べると暑熱環境にとっては多少プラスの影響があるかと感じたんです。そういうふうにして、屋上の駐車場であっても、そういう工夫というのはできるのではないかと思います。

ただ、この審議会でそれが扱う項目かどうかというのは、またいろいろ議論があるとは思いますが、そういうことについてもちょっと私としては留意したいと思います。以上です。

○片谷審議会会長 今の件は、事務局いかがですか。

○宇山アセスメント担当課長 今回、駐車場は大部分は立体で室内になりますけれども、確かに先生がおっしゃられるように屋上もありますし、平置きも少ないのですが、2ヶ所平面もあります。やはりヒートアイランドは問題になっておりますので、そういったところも配慮するようにということで伝えてまいりたいと思います。

○片谷審議会会長 今、皆さんのお手元に図書がありますけれども、評価書案の多分25ページが一番把握しやすいかと思うんですが、ここに完成イメージ図が載っていて、駐車場ビルの屋上階も駐車スペースですから、ここが普通のコンクリ舗装みたいな感じになると熱容量が大きくなるので問題になる可能性があるというのが木村委員の御指摘の趣旨だと思いますので、そこをいかに緩和するかということですね。

○宇山アセスメント担当課長 33ページをついでにおめくりいただくと、今のイメージ図で若干、緑が見えたと思いますけれども、一応この北西側と南東側に駐車場街区とありまして、多少緑の色がついているのと、あとは中央街区の真ん中の屋上駐車場にも屋上の緑化ということがありますので、そういった点もさらにできることはないかも含めて伝えてまいりたいと思います。

○片谷審議会会長 結構、最近は今、木村委員がおっしゃったような路面自体にすき間をつくって草が出ているような感じの路面ありますね。それも含めて、直接今回のこの答申には入れなくていいと思いますけれども、そういう暑熱環境の問題についても配慮していただくようにということを補足意見として残しましょう。ほかはいかがでしょう。

第一部会の方は御承知だと思うんですけれども、住民の皆さんからの御意見、それから都民の意見を聴く会の御発言の中でも、やはり交通関係の影響の御懸念の意見がかなりあって、現地調査に行かれた方は御理解いただけたと思うのですが、現在でもかなり大規模な施設があって、イベントのときなどは車が集中して問題になるケースがあるような施設で、さらに規模が増えるということですので、やはり周辺にお住いの方からの御懸念がある。

さらに、道路を1本作りますので、新たに作る道路の影響、そこが予測対象地点になっていないのはなぜかという御指摘がかなりあったわけです。それは、そこよりもっと別の地点で、より交通量が多くなると見込まれる地点が予測対象になっているから、それ以下であるという説明があったわけですが、図書を読んでもそれが専門的な知識をお持ちでない方に理解できるようにはなっていないだろうということで、その辺の改善も事務局から指導していただくようお願いしたという経緯があります。

それから、意見の中に入っている公共交通機関の利用というのは、事業者さんはもう既に考えられていることで、電車で来た人が優遇されるような仕掛けを検討されているような報告もありましたので、それで対応していただける見込みになっているということを補足として、これは部会の中で報告があったことですので、第二部会の方にもそういう情報をお伝えしておきたいと思います。何か御質問等がありますか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 ちょっと細かいんですけども、評価書案の297ページに、廃棄物の中で結構この工事でも今回土を掘るようで、建設発生土というものが18万tぐらい、19万m³ぐらい出るんですが、書き方として排出した建設発生土の5%は場内で再利用するということですが、「95%は工事間利用、建設発生土受入地等へ搬出し再利用する」となっています。

普通、建設発生土受入地とか内陸受入地というのは、いわゆる残土の処分場と言われるところなので、再利用というふうには言わないのではないかと思うので、実際に工事が進むに当たってはなるべく再利用されるように、きちんと事務局で事業者のほうを管理というか、御指導いただければと思います。

○片谷審議会会長 事務局、今の件はいかがですか。

○宇山アセスメント担当課長 これはもともと「内陸受入地へ搬出し」しか表現がなかったのを、しっかり再利用するというのであれば書きなさいということで再利用と書いてもらったんですけども、確かに受入地と書いてしまうと処分のように見えるので、その辺はしっかり確認して、全て再利用するという方針だということは聞いておりますので、それが分かるような表現にしっかり直したいと思います。

○片谷審議会会長 ということは、この受入地というのは仮置き場であって、実はその後、さらにどこかの工事現場で再利用する計画だという意味でしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 確認しますけれども、おそらく内陸で受け入れて再利用する場所という意味で書いているんだと思いますが、確かに土捨て場みたいな表現になっていますので、そうではなくて再利用するというのを、そうであればしっかりそのように書きたいと思います。

○片谷審議会会長 では、その辺は確認をしていただいて評価書では表現を修正していただくように指導をお願いします。ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 同じく廃棄物のところで、現地調査でもお話をさせていただいたと思うんです

けれども、現状においても284ページとかを拝見すると再資源化率が高い状態で、それをもとに供用後の予測も行われているということで、積極的に取り組まれているのかなというようなことは299ページなどを見ても感じるんですけども、1つは廃棄物の排出量のほうが増えてしまいますので、そちらに関して排出量削減の取り組みに努めていただきたいと思いますということです。

それから、このように積極的に取り組まれていることをアピールするなどして、より啓発を進めていくとか、そういったことにも取り組んでいかれたらよいのではないかということを実地調査でもお話させていただいたのですが、改めてここでもコメントとして伝えさせていただこうと思います。以上です。

○片谷審議会会長　そうですね。確かに、供用後の完了後の記述の中で、廃棄物の発生量を抑制するということが300ページあたりには書かれてはいますね。これも、要はその廃棄物減量化の達成度をここの施設のセールスポイントにするぐらいのつもりで取り組んでいただきたいというのが、おそらく池本委員の御指摘だと思いますので、普通以上の減量化を図っていただきたいという趣旨であるということを実務局から伝えていただくようにお願いします。そのほか、いかがでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員　部会ของときにもちょっとコメントしたんですけども、温室効果ガスの排出量のところなんです。既存のシネコン棟の部分というのは何も変えない。変えないんですけども、温室効果ガスの排出量は係数の関係から削減されているというか、減少している。そこに含めているんですけども、この事業にかかわる部分と、そうでない排出ケースの見直しの部分をやはり分けて本来は書かれるべきではないかと思うので、その点をもう一度コメントしておきたいと思います。

○片谷審議会会長　事務局、いかがでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長　シネコンの部分は現状と変わらないということで、304ページを見ていただくと端数の関係で2t-CO₂/年ほど減ってはおりますけれども、304ページの上の表8.8-2の既存シネコン棟の温室効果ガス排出量が1,582t-CO₂/年とあって、313ページの予測のほうですが、真ん中の表8.8-9ですね。こちらはシネコン棟の一番右側を見ると1,580t-CO₂/年で、端数の関係で2t-CO₂/年減っていますけれども、基本的にはシネコンの部分は変わっていないということで、そのほかの部分で減らしたということでございます。

ただ、シネコン棟もやらないというわけではなくて、シネコン棟は建替えをしないので変

わからないと予測しているというところで、運用等ではもちろん減らすような努力を。

○齋藤委員 分かりました。では、ちょっと勘違いかもしれないです。

○宇山アセスメント担当課長 前回、説明が足りなかったのかもしれませんが。

○片谷審議会会長 表8.8-9のシネコン棟は延床面積が約20,000㎡と書いてあって、304ページの表では20,038㎡なんです。この38㎡がその差の原因になっていると思われまので、計画建築物の表8.8-9ですけれども、既存シネコン棟は全く変わらないのであれば約で表記するのはちょっとおかしいです。

○宇山アセスメント担当課長 統一するようにします。

○齋藤委員 ですから、面積が変わらない前提であればこの排出量も変わらないはずですので、これは評価書で修正していただいたほうがいいかと思えます。わずかですけれども、何か係数が変わるように誤解されてしまうので、そこは直してもらいましょう。それ以外に何かありますか。

では、小堀委員。

○小堀委員 質問なのですが、先ほどの再資源化のことです。284ページの表8.7-5(1)の生ごみの件で、施設上、生ごみが大変多い施設と認識をしていますが、これは全部再資源として堆肥化と書いてありますけれども、これは具体的には業者に委託をするという意味でしょうか。いろいろなところで生ごみを堆肥にしたのがなかなか使いづらいと、重金属の問題、それからいろいろなものが濃縮するということで、私の大学でも出たごみを堆肥化して、それを横浜市のほうで引き取るようなシステムがかつてはありました。それから、無料で配布もしているのですが、なかなか引き取り手がないという問題があるので、この堆肥化というのは現実に循環型のサイクルとして社会で機能しているのかどうかをお尋ねしたいと思いました。

○片谷審議会会長 事務局、どうぞ。

○宇山アセスメント担当課長 社会全体のことと言うと、そこまで把握しているわけではないのですが、堆肥化もなかなか臭気の問題とかがあって、どこでやるか。堆肥化というのは密閉してできるわけではないので、都市とか市街地でやるのはなかなか難しいかもしれません。

ただ、周辺部などでは結構堆肥化もやられていて、ここもしっかりやっている民間事業者さんのほうに持って行って堆肥化をして使っていて、今後もそうするという方針だということをお伺いしております。

堆肥化にしても飼料化にしても、難しいのは難しいと思うんですけれども、どこもやはり

生ごみは結構リサイクルの課題なので、力を入れているところもありますし、あとはお金との関係でどこまでできるのかというのはなかなか世の中の的には難しいところもあるようです。

○小堀委員　そういう問題があるものですから、堆肥化したらもう再資源化でオーライというような状況ではない。これからもっとそういう状況になるかもしれないときに、もうちょっとほかの選択肢もあるのかなということも配慮していただければどうかということです。

○片谷審議会会長　谷川委員、どうぞ。

○谷川委員　部会の審議のときにも、やはりこちらのほうについてはしっかりやってほしい。要は、アセスのほうではやりますというふうに宣言されているわけですから、ではしっかりやってくださいねという意見をつけさせていただいておりますので、その辺は事業者の方に再度御指導いただければと思います。

○片谷審議会会長　ありがとうございます。

答申には挙げておりませんが、部会の審議の中でそういう意見が出ているということで、これは事業者さんに今後そのCSRの一環としてやっていただくということですね。その辺は総会で発言があったということで、事業者さんに伝えてください。

では、ほかに御意見がないようでしたら、答申につきましては先ほど御説明、報告をいただいたとおりの答申を出させていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○片谷審議会会長　ありがとうございます。では、報告のとおり答申とさせていただきます。

それでは、答申書のかがみを事務局から配布してください。

（「かがみ」配付）

○片谷審議会会長　では、答申書を事務局から読み上げていただけますでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長　読み上げさせていただきます。

28東環審第19号

平成28年11月24日

東京都知事　殿

東京都環境影響評価審議会

会長　片谷　教孝

「（仮称）南町田計画」環境影響評価書案について（答申）

平成28年6月24日付28環総政第356号（諮問第460号）で諮問があったこのことについて、

当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただきましたとおりでございます。以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、今、事務局から読み上げさせていただきましたとおり知事に答申をすることにいたします。

本日の審議事項は以上でございます。この後、受理関係につきまして報告を受けることにいたします。

では、事務局から報告をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、資料2をご覧ください。

5ページになります。受理報告でございますけれども、環境影響評価調査計画書が1件、環境影響評価書が1件、事後調査報告書1件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして担当のほうから御説明をさせていただきます。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、お手元のグレー色の薄い冊子、「（仮称）芝浦一丁目建替計画」と書いてある調査計画書をご覧ください。

まず、1ページ目から御説明させていただきます。

事業者の名称は、NREG東芝不動産株式会社と野村不動産株式会社、代表はNREG東芝不動産株式会社でございます。

対象事業の名称は（仮称）芝浦一丁目建替計画、種類としましては高層建築物の新築と自動車駐車場の設置でございます。

対象事業の内容の概略としましては下段の表にありますとおり、港区芝浦一丁目の地域において約4.3haの区域において、事務所、ホテル、住宅、商業施設、駐車場等を新築する事業でございます。

延床面積は約58万㎡、最高高さとしましては2棟建てますけれども、いずれも約235mでございます。

駐車場は約1,300台ということで、こちらで自動車駐車場の設置という要件に合致してございます。

工事予定期間は2期に分かれておりまして、I期が平成32年度～平成35年度、II期が平成37年度～平成41年度、供用開始は平成42年度を予定してございます。

おめぐりいただきまして2ページで、事業目的でございます。この計画地は浜松町、竹芝の

駅にも近くて、東京都の計画においてもセンター・コア再生ゾーンというところに位置づけられておりまして、港区でも、快適で温かみのある運河と海辺の未来都市・港区ベイエリアと掲げられております。

そういった地域に指定されていることを踏まえまして、本事業では周辺開発と連携した回遊性の高い国際ビジネス・環境拠点の形成、浜松町・竹芝エリアの回遊の軸となる緑と賑わいのおもてなし空間形成、水辺の観光・賑わい拠点の創出の3つを事業の目的として都市再生への貢献を図っていくとしてございます。

3ページが、位置図になります。やや情報がたくさん入っておりますけれども、真ん中の濃い実線のところが計画地でございます、ちょうど西側にJRの山手線ですとか新幹線が走っていて、計画地内に東京モノレールが走っております。それから、計画地の下ですね。地下をJRの横須賀線が走っており、計画地の北側は東京都の都心環状線ですね、首都高と、首都高の下には古川がございます。

東側は芝浦運河に面しておりまして、その東側にさらに首都高の1号線や海岸通りといった主要な幹線道路がございます。南側は、区道を挟んでほかの事業者が開発された高層建築物があるといった状況になってございます。

近くの駅としては、北側に浜松町や北東側に竹芝、南西側に田町、三田の駅等がございます。

おめくりいただきまして、4ページが空中写真になります。計画地の東側にやや高い建物が現状ございまして、その西側と南側に低層の建物がございます。

5ページを見ていただきますと、高層の建物が浜松町ビルディング、中層の東芝浜松町ビル、それから低層のスリーワンププラザというものが現在建っている状況でございます。

それでは、おめくりいただきまして7ページが施設の配置図でございます。計画地の北側に高層等のN棟、南側に同じくS棟ですね。その間をつなぐように低層部、それから西側と東側に2階建ての低層棟ということで、基本的には商業施設で賑わい施設を予定してございます。

おめくりいただきまして、8ページ以降が断面図ですけれども、8ページを見ていただきますと基本的にはほとんどオフィスビルとなっております、高層部のS棟はホテル、N棟は住宅となっております。それから、低層部に商業施設が入り、地下に駐車場となっております。

9ページ、10ページも同様でございます。

11ページが、外観イメージでございます。南東方向の海から見た図でございます、真ん

中の2棟が今回の計画建築物でございます。

13ページが供用後の駐車場の出入口と関連車両の走行経路ということで、基本的には北側、西側、東側は川ですとか鉄道に囲まれておりますので、車が出入りできるのは南側だけということでございます。こちらから北や周囲幹線道路がたくさんありますので、幹線道路のほうに出て行く予定となっております。

おめくりいただきまして、14ページは、歩行者動線計画でございます。計画地の西側は現在も区道はございますけれども、それをさらに鉄道寄りにつけかえて新たな道路をつくる計画となっているのと、あとは北側にも歩行者専用道路をつくる。東側に通路をつくり、南側にも歩道上空地をつくって回遊しやすいような歩行者動線をつくる計画としてございます。

それから、15ページの⑧の「緑化計画」です。本事業の計画地の中に、まず東側の運河沿いに芝浦運河沿い緑地もあるんですけども、その緑地に沿って親水施設、その低層棟でカフェなどを設けたり、植栽を配置したり、計画地とすりつくような整備をして水と緑に触れあえるゆとりと賑わいの空間を創出する計画としてございます。

それから、緑化計画の一番下のパラグラフですけども、現在、南西側と北東側に2つ分かれて新浜公園というのが計画地内にあるのですが、それを1ヶ所に集約して、さらにその周辺のオープンスペースも緑化をして一体的な設えとすることで、人々が憩う開放的な空間を整備する計画としてございます。

おめくりいただきまして、16ページが施工計画でございます。表4.2-2が工事工程となっております。I期、II期と分かれておりますけれども、まずI期の平成32年度から既存ビル、計画地南側の低層のスリーワンプラザを壊しまして、そこに南側のS棟と低層棟をつくります。それが平成35年度に完成をしたら、平成36年度に北側の高層ビル棟から南側に引っ越しをする。そうすると、北側のビルがあくというか、壊せるようになりますので、II期で北側の浜松町ビルディングと東芝浜松町ビルを壊して、さらにN棟と低層棟をつくって平成42年度に供用を開始するという計画でございます。

17ページが工事用車両の走行経路で、これも同様に南側しか出入りできませんので、こちらから出入りする計画となっております。

それでは、かなりおめくりいただきまして87ページをご覧ください。環境影響評価の項目でございます。図に記載したような選定手順を踏みまして、選んだのが12項目でございます。

12項目は、おめくりいただきまして88ページに記載がございます。大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃

棄物、温室効果ガスの12項目を選定してございます。

89ページで選定した項目及びその理由ですけれども、大気汚染や騒音・振動につきましてほかの案件と同様に、工事の施行中、完了後の各項目を選定してございます。

それから、土壌汚染につきましては、計画地内において昭和50年ごろまで工場があったということで、土壌汚染の懸念がないとは言えないということで選定をしているところでございます。

90ページは、特に上の日影、電波障害、風環境、景観というのは、高層建築物なので影響を及ぼすおそれがあるということで選定をしているところでございます。

91ページが、選定しなかった項目とその理由でございます。5項目でございます。悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財でございます。

特に水質汚濁などは、工事中の濁水等もしっかり処理して下水道に放流すると。完了後も同様なので、公共用水域や地下水の水質に影響を及ぼすおそれはない。それから、北側に古川、東側に芝浦運河もありますけれども、そちらに影響を及ぼすような工事は本事業にはないということで選定しないとしてございます。

それから、生物・生態系につきましては、計画地は既に首都高速道路や鉄道に囲まれていて、現況でも事務所ということで特段まとまりのある良好な生息、生育環境がないということで選定しないとしてございます。

史跡・文化財につきましては、計画地内には指定文化財はなく、周知の埋蔵文化財包蔵地も確認されていない。それから、港区教育委員会へ事前に照会をした結果、埋蔵文化財が残存している可能性はほとんどないという回答を得たということでございます。施行中にもちろん発見された場合には、しっかり対応するという記載がございます。

説明については、以上でございます。

○片谷審議会会長 どうでしょうか。一旦、ここで質問を受けましょうか。

では、今、説明していただきました調査計画書につきまして、何か御質問や御意見がありましたら承ります。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 若干一般論になると思いますけれども、やはりビルが2棟あるということと、それからその南側にも割と高いビルがありますね。しかも、位置関係が斜めになっているということで、風環境という観点から見るとかなり予測が難しい面があるのではないかと。

それから、こういう案件に関しては周辺住民の非常に関心のあることはやはり風環境によ

る突風だと思うんですけども、それがこれだけ高いビルで、形状が複雑で、しかも場合によっては風上側が海ですよ。そうなったときに、単純な風洞実験でいいかどうか。その風洞実験の結果と、それから住民との感覚が今のところずれている場合が結構あるので、その辺について今後どう考えていったらいいのか。

このぐらい大きなビルに対して、風洞実験で非常に強い風が吹くレベルではないということと住民の説明として十分なかどうかということについて、場合によっては考えなければいけないところがあるのかなと以前から思っているんですけども、いかがでしょうか。

だからどうせよ、という案は私のほうからは出てこないんですけども、何かコメントがあったらお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 その前に、29ページをご覧くださいと周辺の図になります。住民がいらっしやらないわけではないのですけれども、基本的には西側は鉄道があって、北側も事務所建築物棟が多くて、南西側に住所併用建物というのと、さらに離れていったところに集合住宅が若干ありまして、いらっしやいますので配慮は必ず必要ですけれども、ほかの三田小山とか、ああいった案件のように住居がたくさんある地域ではないというのがまず1つあります。

それから、予測方法につきましては風洞実験方法以外に何か方法があればいいのですけれども、現状では風洞実験以外に精緻な予測手法というのがなかなかない中で、どういうふうに予測するかというのは難しいと思うのですけれども、一応そういう状況でございます。

○木村委員 手法としてはもう一つ、割と高度になっちゃうのですけれども、成層まで考慮できる数値モデルがあるんですね。

ただ、数値モデルの場合だと、今度は非常に広範囲の風の現象そのものの再現が難しいので、突風の一部についてはまだ今の技術では予測できないかもしれないというところがあると思います。

ただ、そういう技術があるということについてはやはり注視していただければと思います。

○宇山アセスメント担当課長 一般的には、シミュレーションということですか。

○木村委員 そうです。力学的なシミュレーションです。成層まで含めた力学的なシミュレーションで、そうすると成層の部分については風洞実験では再現できないものまで見える。

ただ、今のコンピューターでも結構大変な仕事なので、現在実用的なレベルまで達しているかどうかということについてはちょっと量りかねるところです。

○片谷審議会会長 今の件に関して、何か関連する御発言があれば承りますが、実際の審議

は今後行いますので、そのときにまた反映していけばよろしいかと思ます。

義江委員、どうぞ。

○義江委員 風工学の分野では今、現実的な予測手法としては風洞実験が最も精度の高い予測手法だとされており。最近ですと、ランズモデルによる数値シミュレーションの例も出てきましたけれども、やはり実測結果とか、これは風洞実験との比較になるんですけれども、ランズモデルによる予測結果というのは余り精度はよくない。

では、ラーズ・エディ・シミュレーションになりますと相当風洞実験結果とか、あるいは実測結果との対応がよくなるんですけれども、やはり計算時間の面で、こういうアセスメントになりますと16風向掛ける建設前、建設後、それから対策後と、全部で48ケースもの計算をしないとイケない。これは、とても現実的ではない。今パソコンを使ったとしても、1風向何日かかかってしまうような状況ですので、現状では風洞実験が一番いい手段だと私は思っています。

それから、大気安定度の問題ですが、こういうビル風みたいに強風を扱っている場合には、中立状態を対象にしているということで大気安定度の影響は無視して予測しているということになります。

○片谷審議会会長 では、今の件は今後の審議の中でまた検討していくことにいたしましょう。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今、会長がおっしゃったように今後の検討になると思うんですけれども、JRを挟んで反対側に貿易センタービルが今、アセス対象になっていると思われるんですね。ですから、その辺も高層ビルができる。そうすると、貿易センタービルの建替えのときにこの部分がどの程度考慮されているのか。お互いにその関係というのが出てくるので、1回アセスは終わっているのではなかなか難しいことはあると思うんですけれども、やはり相互の影響がこのところで建設中、予定のところ出てきますので、そのあたりをどういうふうに考えていくのかを整理しておいていただければと思います。

○片谷審議会会長 今の件はいかがですか。

○宇山アセスメント担当課長 貿易センタービルのアセスは確かに終わっていて事後調査になっているので、アセスが終わった後にまた建物が建ったからといってやり直しをしていると、何度も何度もしなければいけなくなってしまうので、それは事後調査でこういうものが建ちましたというのを出してもらった上で、その上で風がこうでしたというのを今、出して

もらっています。

アセスが終わった後に建ったから予測をやり直すとなると、また、かなりのお金と労力がかかっていきまして、基本的には貿易センタービルのアセスが先にあるので、こちらの芝浦一丁目のほうではその影響を建っているものとしてやっていくということで現状はやっているところでございます。

○片谷審議会会長 多分、今の谷川委員の御発言も、この件に関して貿易センタービルのアセスの結果を反映させる必要があるという趣旨の御発言ですよ。

○谷川委員 そうですね。相互にやっていますので時間軸も少しずれますけれども、当然やられると思いますが、そのあたりをしっかりと願いますということです。

○片谷審議会会長 東京都内の案件は大体、近隣にほかのアセス案件が立地しているというのが多いので、先に図書が出ているものについては参照して、その影響も加味した形での予測評価をしていただくということになるかと思えます。ほかはいかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 109ページの土壤汚染ですけれども、計画地内に昭和50年ごろまで工場が建設されているということで、下記の土地利用の履歴等の状況を最新の資料を参考として、地形図ですか住宅地図、航空写真などを使って調べるように記載されておりますが、現在の土地所有者が汚染原因者ではないのでその辺はお気の毒な部分はあるんですけれども、やはり土地の汚染のおそれのある物質というのを土壤汚染対策法及び環境確保条例で行うときには最新の資料というよりは古い資料、過去の工場でどのようなものを使っていたかというような、ここの地形図、住宅地図、航空地図で履歴を調べるというのでは、主な資料ですからそれ以外もあるでしょうが、むしろそれよりも過去にどういった事業者があり、どういったものを使っていたか、汚染のおそれは何があるのかということのを的確にして調査をしていただかないと、まず最初はおそれのあるものだけをするというシステムになっておりますので、この辺は最新の資料だけではなく古いものを含めてしっかりとお願いできればと思っております。以上です。

○片谷審議会会長 事務局、どうぞ。

○宇山アセスメント担当課長 ちょっと書き方が分かりづらかったかと思うのですが、今、最新で得られる全ての資料ということで、当然過去の資料も含めて今、分かっている全ての知見という意味で書いてあるので、新しいものだけというわけではございません。失礼しました。

○片谷審議会会長　むしろ過去の資料のほうが、土壌汚染に関しては有用である可能性が高いということですね。では、それは十分やっていただくということをお願いしましょう。以上でよろしいでしょうか。

では、この件についてはとりあえずここまでとさせていただいて、ほかの受理報告を続けてください。

○池田アセスメント担当課長　それでは、本日の資料の6ページをご覧ください。

「新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書の関連でございます。

受理日は、平成28年10月31日でございます。

評価書につきましては、お手元の薄いグリーン色の図書になります。それでは、説明させていただきます。

まず項目ですけれども、大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場共通でございます。

審査意見書の内容でございますけれども、工事の施行中及び完了後において、計画中の北川原公園内の専用道路を車両が通行することにより、自然との触れ合い活動の場として公園を利用する人々の安全確保、大気汚染及び騒音・振動への影響が懸念されることから、更なる環境保全のための措置を検討するとともに、必要に応じて予測地点を追加することがございます。

それでは、評価書の80ページをご覧ください。今回ご指摘をいただいている北川原公園の予定地を示してございます。こちらの地図の緑色の斜線で塗った部分が、北川原公園になります。北川原公園と言われるものは2ヶ所ございまして、2ヶ所あるうちの下の方、北川原公園（整備済区域）と書かれているところにつきましては、既に下水処理場の上部を利用しまして整備されている公園でございます。今回、知事意見を踏まえまして、こちらにつきまして自然との触れ合い活動の場の予測評価の中に新たに加えさせていただいております。

今度は、上のほうでございます。国道20号線とかぶっているところでございますけれども、こちらにつきましては今後、公園とクリーンセンター専用路が日野市のほうにおいて整備される予定とございます。こちらにつきましても知事意見を踏まえまして、大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場につきまして予測評価を追加してございます。

それでは、評価書の130ページをお開きください。

こちらの図のST. 大16と書かれているところの三角形の印のところ、大気汚染の予測地点

でございます。それとあわせて、騒音・振動も同じ場所で予測をしております。ちょうどこちらにつきましては、国道20号線の上り下りの車両がこの清掃工場のほうに向かってこの中を通っていくわけですが、その国道20号線から入ってきた車両の両方が合流する地点、それとクリーンセンターから戻ってくる車両がちょうど重なるあたりを測定地点としております。

それでは、6ページの本日の資料のほうにお戻りいただいて、簡単に大気汚染と騒音・振動の結果について御報告させていただきます。

まず大気汚染ですが、浮遊粒子状物質と二酸化窒素、この2点についてはほかの地点と同様に予測・評価をさせていただきます。

浮遊粒子状物質につきましては、工事用車両が $0.044\text{mg}/\text{m}^3$ 、関係車両が $0.044\text{mg}/\text{m}^3$ ということで工事中も、あるいは工事が終わった後の清掃車の走るときにつきましても環境基準を下回っております。

二酸化窒素でございますけれども、こちら工事用車両については 0.033ppm 、関係車両については 0.033ppm と環境基準を下回っております。

次に、騒音・振動でございます。

騒音につきましては、工事用車両については 61dB 、関連車両については 68dB と、工事用車両についてはバックグラウンドに比べまして増分が 9.4dB 増えております。関係車両については、増分 15.7dB となっております。数値につきましては、環境基準を下回っているところでございます。

騒音につきましては増分が多いことから、工事用車両につきましてはこの区間を走行する際に低速運転に努める。それと、関係車両、清掃車のほうの車両の通行につきましては、今回こちらにごみを搬入します日野市、国分寺市、小金井市の3市に対してハイブリッド車等の低騒音型のごみ収集車両の採用などを要請していくところを環境保全の措置に追記いたしまして、そういう対策を講じることによりまして著しい影響は及ぼさないと評価しているところでございます。

次に、自然との触れ合い活動の場の予測評価でございます。こちらは、573ページをご覧ください。北川原公園の関係につきましては、評価書案に比べますと少し詳しい内容が出てきておりますので簡単に御説明させていただきます。

上の図につきましては先ほど説明しましたので省かせていただきますけれども、下に具体的にこれから整備される北川原公園予定地の整備の概要図が示されてございます。こちらの

図の中のグレー色の部分につきましてはクリーンセンターの専用路になっておりまして、専用路沿いにはフェンス等を設けまして公園利用者等がこの専用路に入り込まないように配慮してございます。

赤い点が4ヶ所つけられておりますけれども、そちらにつきましてはゲートをこちらに設けるのですが、専用路を車が通っているときに利用者等が横断したりする場合、安全確保をする意味でこちらには誘導員を設置する場所として示してございます。

それと赤い点線ですけれども、こちらは使っていないときはきちんと閉めまして一般の方が迷いこんだりしないような設備になってございます。

それでは、582ページをご覧ください。評価でございます。

工事の施行中でございますけれども、評価の指標としまして主要な自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度を予測評価しておりますが、今回こちらの北川原公園予定地内につきましては公園内のクリーンセンター専用路近傍での大気汚染及び騒音・振動の予測、先ほど御説明しましたけれども、いずれも環境基準等を下回っています。

また、クリーンセンター専用路沿いにつきましては、公園利用者の安全確保のために日野市によってフェンス等が整備され、クリーンセンター専用路と分離する計画でございます。

こういう整備をしたことによりまして、主要な自然との触れ合い活動の場に対しまして、安全確保のための施設が存在することから、主要な自然との触れ合い活動の場を持つ機能に著しい影響を及ぼすことはないというふうに評価してございます。

次に、主要な自然との触れ合い活動の場の利用経路に与える影響でございます。こちらも先ほどの説明と同様に、専用路沿いにはフェンスを設けるとか、ゲートをつくって不要な侵入をさせないように、あるいは車と交わるところにつきましては交通誘導員を配置する計画にしておりますので、公園利用者、歩行者等の立ち入りがないように安全確保が進められると考えてございます。

以上のことから、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路上では安全確保のための施設が存在すること、歩車分離を徹底することで安全確保がされるため、利用経路に著しい影響を及ぼすことはないとなっております。

次に工事の完了後でございますけれども、具体的な対策につきましては同じ内容となっております。予測評価につきましても、同じような評価になってございます。

それでは、本日の資料の7ページにお戻りください。クリーンセンター専用路を車両が通行することにより、公園を利用する人々の安全確保等の影響が懸念されるところでございます

けれども、審査意見のほうでより一層の追加措置等を検討することとなりまして、こちらにつきましては専用道路内の工事車両の低速運転、あるいは先ほども御説明したフェンス等を設けて分離する。専用路を開放しているときには、ゲートにしっかり交通整理員を置きまして安全を確保するという内容につきまして環境保全の措置に追記してございます。

続きまして、大気汚染でございます。

意見でございますけれども、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底することでございます。

緑色の評価書、161ページをご覧ください。こちらが御指摘いただいている部分でございます。建設機械の稼働に伴う大気中の浮遊粒子状物質の寄与濃度を示した図でございます。黒い丸のところ、最大着地濃度の出現地点になってございます。

次に、162ページをお開きください。こちらは、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の寄与濃度を示したところでございます。先ほどの浮遊粒子状物質と同じ場所でございますけれども、黒い点がございまして、こちらもこのところが最大着地濃度出現地点となっております。

それでは、188ページをお開きください。真ん中に表8.1.4-3がございまして、浮遊粒子状物質の二酸化窒素の寄与率が書いてございます。浮遊粒子状物質については4.7%、二酸化窒素については31.0%ということで、今回の建設機械の稼働による寄与率が高くなってございます。環境基準については下回っているのでございますけれども、こちらについて環境保全の措置について追記してございます。

185ページをお開きください。環境保全のための措置でございます。工事の施行中の予測に反映しなかった措置をご覧ください。この予測に反映しなかった措置の一番上と一番下のところが追記した事項でございます。

工事工程の平準化及び効率的な建設機械の稼働を行い、建設機械の稼働台数の低減に努める。

一番下が、工事現場内において、環境保全のための措置の実施状況を定期的に確認・指導する。こちらを追記しまして、一層の環境配慮に努めるとしてございます。

それでは、また本日の資料の7ページにお戻りいただければと思います。

次に、項目の騒音・振動でございます。

審査意見書の内容につきましては、工事用車両及び関係車両の走行に伴う騒音・振動の予測の基礎となる将来交通量について、算出根拠が不明確なことから、その算出過程を分かり

やすく説明するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと、でございます。

予測の基礎となる将来交通量について、算出根拠が不明確なことというところにつきましては、本編を見ていただければと思います。

評価書の232ページをお開きください。評価書案の部会、あるいは審議のときにちょっとお話はさせていただいているのですけれども、232ページから236ページまで交通量の調査結果をお示しさせていただいておりますが、評価書案の段階で昼夜の区分をちょっと間違えておりましたので今回修正してございます。あわせて、今回将来交通量についても再精査してございます。

その結果、必要に応じて予測・評価の見直しを行うことという御指摘をいただいておりますので、改めて新しいここに示させていただいた数字で予測・評価をさせていただいております。

本日の資料の7ページをご覧くださいと思います。この騒音・振動の欄の右側の記載の内容のところでございますけれども、また書きのところからちょっと説明させていただきます。予測条件の将来交通量を見直し、予測・評価を行った。その結果は評価書案とほぼ同様である。具体的にページを示してもいいんですけれども、評価書案をお手元に置いていないので違いが分かりづらいところなのですが、数字としましてはほぼ同じ数字でございました。

それで、その予測・評価の結果も同じで、このなお書きのところですが、騒音については、多摩川右岸市道及び国道20号バイパス万願寺駅東の地点、こちらがどこかということですが、評価書の220ページをご覧くださいと思います。工事用車両の走行に伴う騒音・振動の調査地点ということでお示しをさせていただいておりますけれども、こちらのSt.騒振8と書いてある多摩川右岸側市道という多摩川横の側道のところでございます。

それと、St.騒振9の国道20号線バイパス万願寺駅東というバイパス上のところ、こちらの2点のみが前の評価書案のときと同様に環境基準を若干上回っていたところでございます。その環境基準を上回ってございましたけれども、本施設の増加分については0.1dB未満から0.4dBということで、ベースが高いところにこれが重なっている状況でございます。

振動につきましては、評価書案と同様に環境基準を下回ってございました。

次に、工事用車両及び関係車両の騒音・振動の予測の基礎となる算出過程を分かりやすく説明するよという御指摘につきましては、お手元にある資料編の34ページをお開きいただければと思います。こちらの34ページから40ページが今回改めてといたしますか、新たに追加したところでございます、具体的に今回の予想の将来の交通量、あるいは基礎の交通量

等も含めて、こういう形で設定をしてございますという内容をこちらに書かせていただいております。

次に、自然との触れ合い活動の場でございます。先ほどの共通部分と若干重なりますけれども、説明させていただきます。

審査意見書の内容でございます。事業実施区域の周辺には、多摩川と浅川の川沿いを中心に自然との触れ合い活動の場が広域に存在するため、本事業による工事用車両及びごみ収集車両等の走行経路には、これらの場までの利用経路と並行する区間や交差する場所が発生する。このことから、自然との触れ合い活動の場の利用への影響を低減するよう環境保全のための措置を徹底すること。また、更なる環境保全のための措置の実施を検討し、利用経路上の安全確保に努めること、といただいております。

それでは、評価書の580ページをご覧ください。こちらが、環境保全のための措置でございます。共通意見のところの説明したこととかぶりますけれども、若干紹介させていただきます。

工事の施行中の予測に反映した措置には、5つ点がございまして、一番下のところ、クリーンセンター専用路のゲート開放時はゲートに交通誘導員を配置し、ゲート付近を横断する歩行者の安全を確保する。先ほども説明した内容はここに追記されてございます。

次に②予測に反映した措置ですが、括弧書きで、日野市に要請する措置ということで、このクリーンセンターの専用路そのものを日野市が整備することとなっております。日野市のほうにさまざまな要望をしまして、今回追記したのは3つ目、多摩川沿いの市道を横断するための横断歩道を設置するよう、関係機関に要請するというので、評価書の563ページをご覧くださいいただければと思います。

こちらが今回の主要な自然との触れ合い活動の場をあらわした図でございますけれども、主に多摩川沿いに触れ合いの場がございまして、多摩川の土手沿いを清掃車両等が走る。それで、今度公園等が整備されますけれども、この図のSt. 自1、St. 自2とか書いてあるところがございますが、ここが今、暫定の駐車場になってございます。将来、公園が整備されたときもこの周辺に駐車場等が整備されますけれども、こちらの公園を利用するに当たってどうしても清掃車両が通るところを横断しなければいけないということで、新たな横断歩道の設置について関係機関、日野市のみならず交通管理者等に働きかけをしていくということを追記させていただいております。

それでは、本日の資料の今度は8ページをご覧くださいいただければと思います。

温室効果ガスでございます。意見のほうは、エネルギー使用量などを算出するに当たっては、予測条件としてメーカーヒアリング結果を用いているが、既存清掃工場の実績値との関係を調査するなど、その妥当性について明らかにすることでございます。

評価書の617ページをお開きください。こちらの下の図8.14.2-2、可燃ごみ処理量と発電量の関係をご覧ください。こちらにつきましては、本施設の可燃ごみ処理施設と発電量の関係を東京二十三区清掃一部事務組合における清掃工場の可燃ごみ処理量と発電量の関係について比較を行ってございます。

この図を見ていただくと、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場の実績とほぼ同じようなところに本施設についてもプロットされております。そういう意味では、今回この比較をしたことによりまして、メーカーのほうで示している発電量については既存の清掃工場と同程度であることが確認できると考えてございます。

こちらの事業につきましては、以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ここでこれも御質問を承りましょう。今の御説明につきまして、何か御質問があれば承ります。

最後の温室効果ガスのところの説明は、617ページの図を見ると東京二十三区清掃一部事務組合の平均的なものよりはむしろいいという結果に見えるんですが、せっかくだからそうアピールしていただいたほうがいいような気がします。

○池田アセスメント担当課長 そうですね。若干いいです。

○片谷審議会会長 それは別に図書をどうかするとかという話ではないので、ほかの平均的なものより優れているものは優れている、と言っていいんだということを事業者側にも認識していただくといいかと思えます。

ほかに何か皆さんから御質問ございますか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 563ページの先ほど説明がありました、主要な自然との触れ合い活動の場の現地調査地点位置図というので、今回の対象になっている公園だけでなく広域的に配慮したらいいということで説明があったと思いますが、私はこの点は大変重要ではないかと思っております。

といいますのは、563ページのかなり広いところが河川敷も含めてウォーキングコースになっている。それから、今度できる公園の左岸のほうですが、多摩川の総合グランドもあると

というようなことで結構利用者が多いのではないかと。ここの河川敷の道路がどういうことになっているか、私はここの現場は分かりませんが、私はよく多摩川の河川敷を利用するのですが、二子玉川の辺が多いのですが、バスの停留所も非常に怖いところにあるのです。私は、こんなに怖い道路はほかにはないと思いつつも利用しているのですが、ここら辺の状況が一体どういうことになっているのか、少しそこら辺は注意をして検討いただきたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 こちらの状況ですけれども、ウォーキングコースになっていて、これは河川敷の土手の上がきれいに舗装されて、そこは自転車も乗れるし、走ったりもできるという形で整備されていまして、直接車と交差するのはその土手を降りたところにある生活道路でございます。

今回、清掃工場ができると国道20号より下のほうについては清掃車が走りますけれども、そこはそれほど幅が広くなくて、そこを気を使いながら両方通行しているようなところで、公聴会のほうでも地元の方からここでよく事故が起こっているという御指摘を受けていますので、今回そういうことも含めて日野市、あとはこちらの図書をつくった組合のほうに協議しまして、特に新しく整備する専用路の車と接するところにつきましては、清掃車両が走る時にきちんと人をつけて接触させないような配慮をする。それと、使わないときは専用路に入らないようにゲートを閉めてしまって単純な公園利用になるようにという形に考えています。

それから、現在この新しく整備するところに横断歩道が1ヶ所、信号が特にあるわけではないのですけれどもそこにあるだけで、それ以外の触れ合い活動の場に横断しやすいようにということで先ほども追記したということでお話ししましたが、ほかの環境保全の措置にも書きましたが、新たな横断歩道も整備をして清掃車両等の方にきちんと安全指導もしながら、横断について無理のない事故のないような形で進めるようにしてございます。

○片谷審議会会長 要するに、ウォーキングのルートが車道と重なっているということはないわけですね。

○池田アセスメント担当課長 ないです。

○片谷審議会会長 だから、横断するときの配慮だけが必要で、それはきちんとやる計画になっているという意味でよろしいですね。

○池田アセスメント担当課長 ちょっと余談ですけれども、実はここが私のジョギングコースになっていまして、確かにここは土手を降りてめったに車は通らないのですが、その感覚

でいると危ないんです。

そういう意味では、日野市と組合のほうも十分考えていただいているところでございます。

○片谷審議会会長 ほかはいかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 意見ではなくて単純な間違いだと思うのですけれども、343ページの表8.5.1-3の調査項目で、第三種の有害物質にアルキル水銀が入っているのですが、これは第二種だと思って、第二種のほうにも入っておりますので、これは削除していいかと思えます。

○池田アセスメント担当課長 済みません。貴重な御意見ありがとうございます。

○片谷審議会会長 そうですね。ダブっていますね。ほかよろしいでしょうか。

では、最後の事後調査の受理報告をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、まずお手元のホチキスどめの冊子をご覧くださいと思います。「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業」の工事の施行中その2の事後調査報告書をおめくりいただいて、2ページ目を見ていただきますと位置図がございます。ここに高層建築物をつくっている事業でございまして、計画地はちょうどアメリカ大使館の北側で溜池山王駅の近くということで、都心の再開発という事業になってございます。

それでは、本日の資料の9ページをご覧ください。「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業」でございます。

施行面積は約16,088㎡、延床面積は約178,130㎡、最高高さが約205.08m、主要用途は業務、住宅、商業、駐車場でございまして、工事期間は平成26年1月～平成29年8月ということで現在工事中でございます。供用の開始は、平成29年8月を予定してございます。

事後調査の区分は、工事の施行中のその2ということで、大気汚染、騒音・振動、史跡・文化財の3項目が報告されてございます。

まず大気汚染ですけれども、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質ということで、二酸化窒素の7日間平均値0.024ppm～0.038ppmは予測結果と同程度または下回っていた。それから、日平均値最大値につきましても予測結果を下回っており、参考比較した環境基準も満足していたということでございます。

浮遊粒子状物質につきましても、期間平均値0.023mg/㎡は予測結果と同程度であり、日平均値の最大値につきましても予測結果を下回っていて、参考比較した環境基準を下回ったということでございます。

それから、騒音・振動です。こちらも工事用車両の走行に伴う騒音・振動ですけれども、

騒音レベルの事後調査結果、63dB～74dBは予測結果と同程度であり、環境基準を1地点で上回っております。

振動レベルにつきましては、昼間36dB～45dB、夜間33dB～40dBで、1地点を除いて予測結果と同程度または下回っていた。なお、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準を下回ったとしております。

こちらは、ホチキスどめの資料の31ページをご覧くださいと、今回の騒音・振動の調査地点の位置図になってございます。

騒音につきましては、基本的には予測がほぼ同程度だったのですけれども、この地点2ですね。六本木通りと首都高がその上にあるところです。こちらにつきましては環境基準を上回ったということなのですけれども、もともと上回って、現地調査のときは75dBというところが事後調査の段階では74dBということで若干下回ったのですけれども、環境基準については上回った状況だったということでございます。

それから、振動レベルですね。1地点、地点3が若干上回っているのですけれども、こちらにつきましては道路交通振動を予測したのですが、やはり建設現場に近いということで、基本的には建設の主な振動は測定から除外はしているのですけれども、やはりベースとなるような振動は除き切れなかったということで若干上回っております、数字としては特に大きな問題となるような数字ではございません。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、3番の史跡・文化財です。計画地内の2地点における発掘調査の結果、江戸時代から近代にかけての遺構・遺物が確認された。出土した遺物の洗浄、分類、接合等の整理作業を行い、確認された埋蔵文化財は港区教育委員会に記録保存をした。なお、上記の2地点以外においては新たな埋蔵文化財は確認されなかったとしてございます。

こちらの発掘されたものにつきましては50ページ以降に写真がございまして、近代の建物跡ですとか、上水樋ですとか、そういったものの写真がございまして。

それでは、最後に苦情ですけれども、大気汚染に関するものが2件、騒音・振動に関するものが8件ございました。これらにつきましては、粉じんの苦情につきましては散水をするとか、騒音の苦情につきましては実際に音が出てしまうのはしようがないというところもありますので、どういう時間に出るとか、あとは会議等の時間が事前に分かればその時間を外しますといった調整を行ったり、不具合を修理するなどといった対策を行って御理解を得ながら工事を進めているといったことが報告されてございます。

説明は、以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。何か今の報告について御質問はありますか。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 史跡・文化財について、大変丁寧に発掘調査をしていただいてよく分かるのですけれども、ちょっと重箱の隅をつつくようなことなのですが、この報告書のほうと、今日配られた資料9ページと同じように書かれているのですけれども、遺物は洗浄、接合の整理作業を行い、確認された埋蔵文化財は港区教育委員会に記録保存したという表現をしてあります。

私の理解では、埋蔵文化財というのは遺物と出てきた建築跡とかの遺構と両方含みますが、この表現ですとここに写真が載っています陶磁器とか、お金とか、そういうものも記録保存して、あとは全部捨てたというふうにもとられかねません。表現方法を建物跡、穴とか、そういうものを掘り返しますので、記録保存で全部記録として残しておくということで結構なのですけれども、遺物については常識的に言って港区教育委員会に残すものでございますから、その辺も記載の仕方をもう少し考えていただいたらいいのではないかとということをお願いしたいと思います。以上です。

○片谷審議会会長 事務局、よろしいですか。

○宇山アセスメント担当課長 もちろん記録しただけのものもあると思いますし、保存したのものもあると思います。基本的には港区に運び込んで、港区のほうでどれを保存するかというのは選択しているようなので、確かに捨ててしまったように見えなくもない文章なので、記録と保存をしっかりと分けて書いていきたいと思います。

○片谷審議会会長 では、よろしく願いいたします。ほかはいかがですか。

特に御発言がないようでございますので、受理報告については3件でございましたけれども、以上とさせていただきたいと思います。

それでは、これで今日の審議予定は終わりましたけれども、全体を通して何か御発言があれば承ります。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

傍聴の皆さん方は、事務局が御案内いたしますので順次御退場をお願いいたします。

(傍聴人退席)

(午前12時13分閉会)